

「第2回食品ロス削減全国大会」に関する

企画運営業務委託

募集要項



<募集期間>

平成30年5月7日（月）～5月15日（火）※

※ 上記期間中に参加意思確認書の提出が必要

その他応募書類の提出締切は5月18日（金）

受付及び問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査担当

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

電話：075-213-4930 FAX：075-213-0453

1 企画提案の手順

企画提案においては、以下の(1)(2)(3)(4)の書類を期日までに提出するものとする。

- (1) 参加意思確認書 (提出期日：平成30年5月15日(火)午後5時まで)
・質問期限 (平成30年5月10日(木)午後5時までに必着)
・回答期限 (平成30年5月14日(月)午後5時までに本市ホームページ上に掲載)

- (2) 企画提案書
(3) 見積書
(4) 業務実績一覧表 } (提出期日：平成30年5月18日(金)午後5時まで)

・プレゼンテーション審査(実施日：平成30年5月23日(水)午前9時以降)

※ (2), (3), (4)については、正1部、コピー6部の合計7部を提出すること

※ 提出した書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に記載されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であること。
(2) 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

3 提出書類等

(1) 参加意思確認書

本募集に応募する者は、参加意思確認書(様式1)を平成30年5月15日(火)午後5時までに、ファックス又は電子メールにて当課に提出し(印不要、着信を確認すること)、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 企画提案書

- 様式2(「業務の企画案」の欄)を使用し、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する事業企画の提案書を提出すること。
- 様式2の「スケジュール」の作成に当たっては、本市及び関係機関との協議時間を十分に考慮したものすること。
- 様式2の下欄の項目(「実施体制」、「見積金額」)に沿って、以下の点について記載すること。
 - ・実施体制(統括管理責任者、主たる業務担当者を定めること。)

- ・一部再委託を行う場合は、再委託先及びその内容（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整，統括は受託者が行う。）
- ・統括管理責任者及び主たる業務担当者の手持ち業務数(平成30年度中の見込)及び業務の概要を記載すること。
- ・審査結果通知予定日（平成30年5月下旬）に連絡が取れる担当者氏名，電話番号，電子メールアドレスを記入すること。
- ・見積金額

○ 別紙（様式不問）として，適宜，レイアウト，大会看板案等を添付すること。

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて，本件業務に係る見積書とその内訳（①会場設営（セッション及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会を含む。），②当日運営，③広報活動，④歓迎パフォーマンス・基調講演，⑤レセプション会場設営，⑥パネル展示等，⑦その他，の項目別に作成。様式不問）を提出すること。

本件見積に係る金額は，5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限価格とする。

ただし，本市との契約上限額は，2,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む）以内とし，差額については，環境省の食品ロス削減全国大会業務請負事業者から再委託を受けるものとする（環境省の請負事業者の負担分は，本市との契約額の1.5倍以内とする。）。

(4) 業務実績一覧表

統括管理責任者及び主たる業務担当者が過去5年間に受託した類似する業務（印刷物の制作等）に関する主な業務を列挙した一覧表（様式自由）を作成すること

(5) 提出期日

「1 企画提案の手順」のとおり。ただし，郵送（書留郵便に限る。）の場合は，締切期日に必着とする。

(6) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル8階
京都市 環境政策局 循環型社会推進部

ごみ減量推進課（調査担当：藤本，山田）

電話：075-213-4930 F A X：075-213-0453

電子メール：junkan@city.kyoto.lg.jp

(7) 費用負担

提案に要する費用については，全て参加者の負担とする。

(8) 募集要項，仕様書，企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目等に対する質問等，提案内容に関する問合せについては，本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問合せのあつ

たものに対し、全ての回答を取りまとめ、京都市ホームページ（京都市情報館）の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のページに掲載する（下記のURLを参照）。電話での質問には応じない。

また、他の参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

「1 企画提案の手順」のとおり。 ※期限以降は質問を受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問い合わせること

ウ 回答方法

「1 企画提案の手順」のとおり。

京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000236669.html>

4 プロポーザルの手続の概要

応募された提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

提案資料について、プレゼンテーション審査を実施し、最も優秀な提案をした者を受託候補者として選定する。

審査予定日時：平成30年5月23日（水） 9：00～

（詳細な時間及び場所は別途連絡する。）

※ 応募多数の場合は、提案書による一次審査（書面審査）により、優秀と認められる提案を数件選出し、一次審査通過者に対し、プレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

- ・循環型社会推進部長
- ・環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査係長

(3) 審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査により、以下のア～カの項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。

なお、プレゼンテーション審査は10分程度の発表の後、質疑応答を行う。

- ア 企画力…………… 仕様書の趣旨を十分理解したものであるか、論理的で説得力を持っているか。実効性のあるものか。【20点】

イ	会場設営・運営……………	大会を円滑に運営できる内容が提案されているか。来場者等に対して、円滑に会場案内を行うことができるよう配慮されているか、また、導線を考慮した会場設営やパネル展示等が提案されているか。【20点】
ウ	広報に関する企画……………	大会前後における食品ロス削減についての効果的な広報が提案されているか。 【10点】
エ	業務実施体制……………	十分な実績を持った統括管理責任者及び主たる業務担当者を配置した体制であるか。 【5点】
オ	実績……………	同種イベント業務の十分な実績はあるか。 【5点】
カ	担当者の手持ち業務の件数	主たる業務担当者の手持ち業務が多くないか。【5点】
キ	見積金額……………	5点×（受託希望者中の最低見積額）／（各受託希望者の見積額）【5点】 ※小数点以下は切り捨てる。また、1社しか応募がなかった場合は3点とする。
		合計【70点】

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について、配点表に基づき採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがある。

なお、受託候補者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、70点満点の7割を超える場合に、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。

また、受託候補者が本市の示すプロポーザル参加資格要件を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

(5) 審査結果の通知

審査結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから1週間以内に、書面をもって、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査担当まで提出すること。

(6) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と本市の間で協議のうえ、本市が契約

書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第 29 条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

ただし、実施報告書の提出期限については、大会終了後 3 箇月以内とする。

(4) その他

本要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びに本要項の解釈に関する事項については、別途、当課が指示するところによるものとする。

6 スケジュール（予定）

	日時
参加意思確認書提出期限	平成 30 年 5 月 15 日（火）午後 5 時まで
依頼内容等質問受付期限	平成 30 年 5 月 10 日（木）午後 5 時まで
質問回答	平成 30 年 5 月 14 日（月）午後 5 時までに
企画提案書提出期日	平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	平成 30 年 5 月 23 日（水）午前 9 時以降
審査の結果通知	平成 30 年 5 月下旬
業務委託契約	平成 30 年 5 月下旬
履行期限	平成 31 年 3 月 31 日（日）

（以上）